定　　款

株式会社　ファンコミュニケーションズ

定　　款

第１章　　総　　則

第１条（商号）

当会社は、株式会社ファンコミュニケーションズ　と称し、英文では、FAN Communications, Inc.と表示する。

第２条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理サービス業務ならびに情報提供サービス業務
2. 広告代理業務
3. 広告宣伝に関する企画、制作、印刷、製本及び販売業務
4. システム及びソフトウェアの開発、製造、保守の受託、販売ならびに賃貸
5. 電気通信事業法にもとづく第二種電気通信事業
6. 各種出版物の企画、制作、印刷、製本及び販売業務
7. 市場調査業務
8. コンピューターのハードウェア、ソフトウェア及びその周辺機器の設計、開発、製造、卸売、販売ならびに輸入
9. 有価証券の取得、保有、投資ならびに運用
10. 融資、保証及び債権買取りを含めた信用供与
11. 総合リース業
12. 経営一般に関するコンサルティング
13. 会社の合併ならびに技術、販売、製造等の提携の斡旋
14. 生命保険の募集業務
15. 損害保険及び自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業
16. 各種催し物の企画、制作、運営業務
17. 音楽、音声メディア、映像物の企画、制作、放送、公衆送信、販売業
18. 新商品開発計画、企画、立案ならびに販売調査の受託
19. 特許権、実用新案権、著作権等の取得、賃貸、譲渡
20. 食品の販売
21. カフェ、レストラン、ダイニングバー、居酒屋等の飲食店の企画、経営
22. 医療、健康に関する情報の提供、及びその情報の利用会員の募集
23. 通信販売業務
24. 婦人服、衣料雑貨品の企画、製造、販売及び輸出入業務
25. 靴の製造、卸売販売ならびに輸入

26. 古物の売買業
27. 人材派遣、人材紹介に関する業務
28. 教育、学習支援、キャリアデザイン支援に関する業務
29. 貸会議室、レンタルスペース等の企画、管理、運営
30. 旅行業
31. アーティスト、タレント、クリエイター、モデル、ダンサー、DJ 等の育成、マネジメント及びプロモート業務
32. 前各号に附帯する一切の業務

第３条（本店所在地）
当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第４条（機関）
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第５条（公告方法）
当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

第６条（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、240,000,000 株とする。

第 7 条（単元株式数）
当会社の単元株式数は、100 株とする。

第８条（自己の株式の取得）
当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第９条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 10 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第 11 条（基準日）

1. 当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項及び本定款に定めるもののほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　　株 主　総　会

第 12 条（招集、招集者及び議長）

1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から３ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。
2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。
3. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
4. 議長は総会の秩序を維持し議事を整理する。

第 13 条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 14 条（招集地）

1. 株主総会は本店所在地またはこれに隣接する地、もしくは東京都各区内においてこれを招集する。ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りではない。
2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第 15 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

第 16 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

この場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

第 17 条（取締役の員数）

1. 当会社の取締役は 10 名以内とする。
2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、５名以内とする。

第 18 条（取締役の選任）

1. 当会社の取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。

第 19 条（取締役の任期）

1. 取締役の任期（監査等委員であるものを除く。）は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のう

ち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 20 条（代表取締役）
取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

第 21 条（役付取締役）
取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）
1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が取締役会を招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条（取締役会の招集通知）
1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条（取締役会の決議の方法）
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 25 条（取締役会の決議の省略）
当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 29 条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査等委員会

第 30 条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員会に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 31 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

第 32 条（会計監査人の選任）
　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 33 条（会計監査人の任期）
1.　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2.　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 34 条（会計監査人の報酬等）
　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

第 35 条（事業年度）
　当会社の事業年度は、毎年１月１日から同年 12 月 31 日とする。

第 36 条（剰余金の配当等の決定機関）
　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 37 条　（剰余金配当の基準日）
1. 剰余金の配当の基準日は、毎年12月31日および6月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 38 条（剰余金の配当の除斥期間等）
1.　配当財産が金銭である場合には、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2.　前項の金銭には利息をつけない。

（附則）
　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、第 24 回定時株主総会にお

いて決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

作成　1999 年 9月 3日
認証　1999 年 9月 3日
改定　1999 年10 月 1日
改定　2001 年 2月 22 日
改定　2002 年 3月 29 日
改定　2004 年 3月 30 日
改定　2005 年 3月 9日
改定　2005 年 3月 30 日
改定　2006 年 3月 1日
改定　2006 年 3月 30 日
改定　2007 年 3月 29 日
改定　2009 年 3月 27 日
改定　2013 年 1月 1日
改定　2013 年 5月 1日
改定　2013 年10 月 1日
改定　2014 年 4月 1日
改定　2019 年 3月 27 日
改定　2020 年 3月 26 日
改定　2022 年 3月 29 日
改定　2023 年 3月 29 日
改定　2026 年 3月 25 日

本書は株式会社ファンコミュニケーションズの定款である。

株式会社ファンコミュニケーションズ
代表取締役　二宮　幸司